

出 水 市

総合評価落札方式（試行）
ガイドライン

出水市契約検査課
（平成30年4月）

1	はじめに -----	1
2	試行の手順 ----- 特別簡易型（条件付一般競争入札）の手順	1
3	特別簡易型における審査・評価 ----- 3－1 技術資料の提出要請 3－2 評価項目、加算点及び評価基準	1
4	総合評価による落札者の決定 ----- 4－1 評価値の算出方法 4－2 加算点の設定	2
5	その他の留意事項 ----- 5－1 評価内容の担保 5－2 情報公開	2
別紙	1（試行の手順） -----	3
別紙	2（評価項目・加算点・評価基準） -----	4

1 はじめに

公共工事の品質確保の促進に関する法律では、その基本理念として、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされ、地方公共団体の責務として、地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定、実施することとされている。

総合評価方式とは、落札者の決定において、価格に加えて技術力の優劣等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする方式である。

本市においても価格と品質で総合的に優れた調達方式を試行的に導入するものとし、出水市総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 試行の手順

試行する場合の標準的な手順は別紙1のとおりとする。

3 特別簡易型における審査・評価

3-1 技術資料の提出要請（※第6条・第8条関係）

条件付一般競争入札において、技術資料の提出を公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 技術資料等の内容及び提出期限
 - ・ 技術資料の作成
 - ・ 技術資料及び作成要領等の配布場所等
 - ・ 評価項目の工種
 - ・ 技術資料の提出（方法・部数・受付期間・受付場所）
- (3) 決定基準に関する事項
 - ・ 評価項目及び評価基準
 - ・ 評価値の算出方法
- (4) 総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- (5) 評価内容の担保に関する事項
- (6) その他総合評価方式に関する事項
 - ・ 入札無効
 - ・ 落札者の決定

3-2 評価項目、加算点及び評価基準（※第5条関係）

- (1) 評価項目、加算点及び評価基準は別紙2のとおりとする。
- (2) 評価項目における留意事項

【配置予定技術者の能力】

- ・ 配置予定技術者が1人に特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者を配置予定技術者とすることができるが、その場合の審査については、各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。

【地域貢献度】

- ・ 地域貢献の実績は会社としての実績とする。

4 総合評価による落札者の決定（※第5条関係）

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4-1 評価値の算出方法

技術資料を提出した者に対して標準点（100点）を与え、さらに各評価項目について基準に従って評価を行い、加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times (\text{定数} : 100, 000, 000) \\ &\quad \text{※小数第4位まで（小数第5位四捨五入）} \end{aligned}$$

標準点：技術資料を提出し、入札に参加した者すべてに与えられる点数（100点）

加算点：入札参加希望者から提出された技術資料を評価し、点数化したもの

4-2 加算点の設定

加算点は次のとおりとする。

特別簡易型

土木一式工事

10点

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保（※第11条関係）

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を担保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

工事成績評定を減点対象とすることができるものとする。

ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

5-2 情報公開

(1) 入札公告等への明記（※第8条関係）

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ・総合評価方式による入札であること。
- ・技術資料の内容及び提出期限
- ・決定者基準に関する事項
- ・総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・評価内容の担保に関する事項
- ・その他総合評価方式に関する事項

(2) 総合評価結果の公表（※第9条関係）

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- ・入札参加者名
- ・各入札参加者の技術評価点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価値
- ・各入札参加者の技術評価点内訳（大項目ごとの点数）

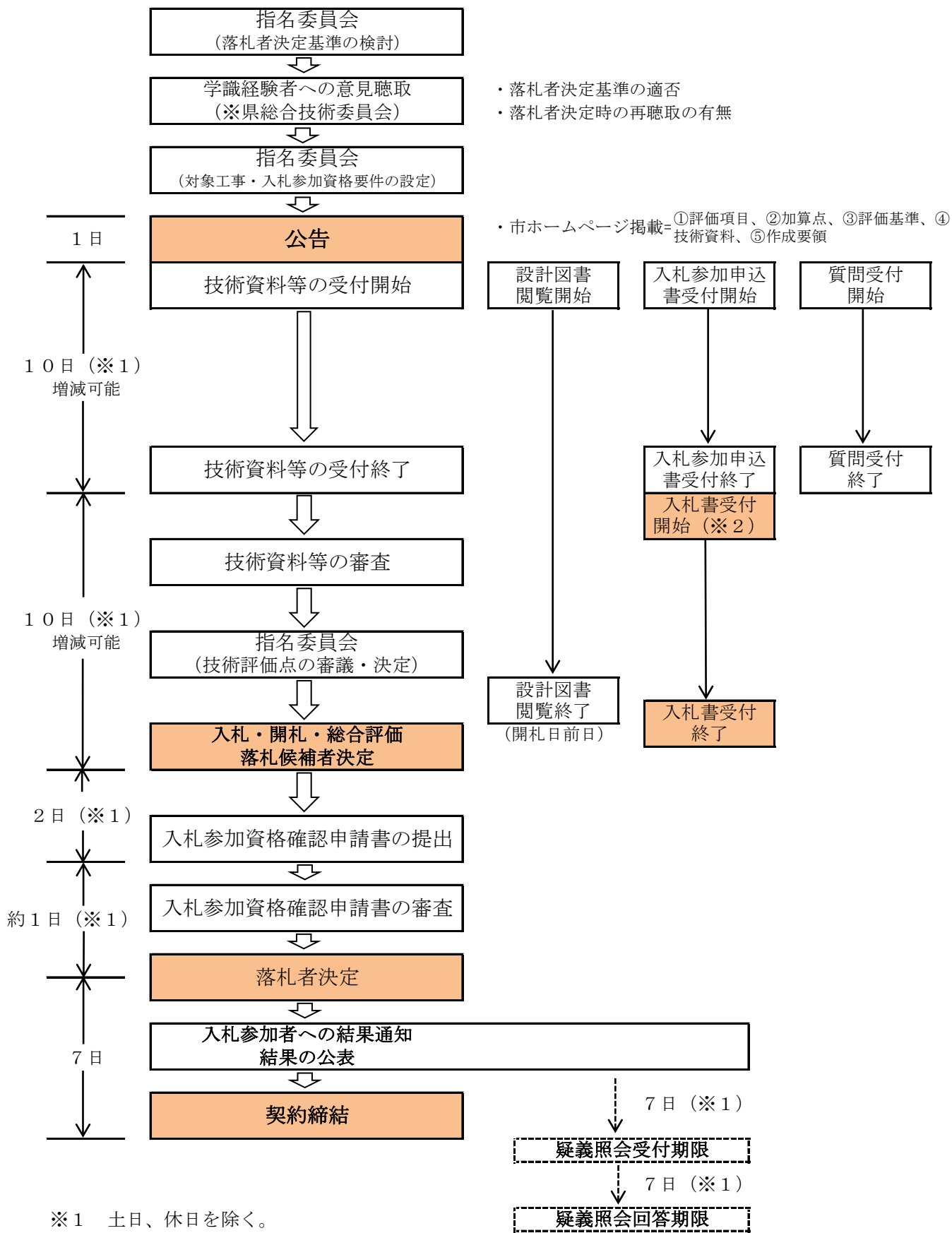
(3) 疑義照会への対応（※第10条関係）

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日（当該期間に市の休日が含まれるときは、当該市の休日を除く。）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から、自らの技術評価点（公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数）について書面により疑義照会があった場合は、契約担当者は、照会者のみの詳細な技術評価点内訳を書面により回答する。

試行する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。
 なお、落札決定基準の検討や技術資料の審査期間については、適宜日数を増減できる。

●特別簡易型（条件付一般競争入札）の試行手順



※1 土日、休日を除く。
 ※2 工事費内訳書添付

土木一式工事（条件付一般競争入札）

	評価項目	加算点	評価基準
企業 の 施 工 能 力	過去5年間における国（九州内）、県又は市の同種工事の施工実績 ・実績あり（0.5点） ・実績なし（0点）	0.5点	平成25年度から29年度までに完成検査を受けた国（九州地方整備局）、鹿児島県又は出水市発注工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、同種工事の実績を有するか。
	過去3年間の市発注の土木一式工事の工事成績の平均点 ・80点以上（2.0点） ・75点以上80点未満（1.5点） ・70点以上75点未満（1.0点） ・70点未満又は実績なし（0点）	2.0点	平成27年度から29年度までに完成検査を受けた出水市発注土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績の平均点は何点か。
	経営事項審査における経営状況 ・900点以上（0.5点） ・800点以上900点未満（0.4点） ・700点以上800点未満（0.3点） ・600点以上700点未満（0.2点） ・500点以上600点未満（0.1点） ・500点未満（0点）	0.5点	平成28年4月1日から平成29年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）におけるY評点（経営状況）は何点か。
	受注工事量 ・0件＝受注工事量（1.0点） ・1件＝受注工事量（0.5点） ・2件＝受注工事量（0点） ・3件＝受注工事量（-0.5点） ・4件≤受注工事量（-1.0点）	1.0点	当該年度受注工事量は、平成30年4月1日公告開始分から当該公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された出水市発注工事件数で、条件付一般競争入札対象の土木一式工事を対象とする。
	I S Oマネジメントシステムの取組状況 ・IS09001及びIS014001を取得（1.0点） ・IS09001又はIS014001を取得（0.5点） ・取得なし（0点）	1.0点	国際標準化機構が定めた規格I S O9001又はI S O14001の認証を取得しているか。
5.0点			
技 術 配 者 置 の 予 定 力	過去10年間における国（九州内）、県又は市の表彰実績 ・実績あり（1.0点） ・実績なし（0点）	1.0点	平成20年度から平成29年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、鹿児島県（土木部・農政部・環境林務部）優良工事等表彰実施要領又は出水市優良工事等表彰実施要綱に基づき、優秀技術者表彰（同種工事に係る表彰に限る）を受けた技術者であるか。
	前年度のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況 ・推奨以上（1.0点） ・推奨未満（0.5点） ・なし（0点）	1.0点	1級土木施工管理技士の資格保有者について、平成29年度に（社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット
地 域 貢 献 度	過去3年間の市内におけるボランティア活動等の実績 ・継続的な活動実績がある（1.0点） ・継続的な活動実績がない（0点）	1.0点	平成27年度から29年度までに、出水市内における公共施設への愛護活動、又は地域における奉仕活動等を毎年1回以上、延べ3回以上行ったことがあるか。
	防災活動等への取組状況（消防団員の雇用状況） ・市内消防団の団員を雇用している（1.0点） ・雇用なし（0点）	1.0点	出水市内において、地域防災のかなめである消防団の団員に任命されている従業員の常勤雇用があるか。
	障がい者の雇用状況 ・雇用している（1.0点） ・雇用なし（0点）	1.0点	障がい者の常勤雇用があるか。
3.0点			
	合計	10点	